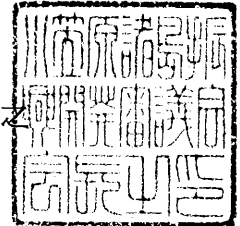


小笠原審第 3 号

平成25年7月12日

国土交通大臣 太田昭宏 殿

小笠原諸島振興開発審議会  
会長 岡本伸



小笠原諸島の振興開発について

本審議会は、小笠原諸島振興開発計画の最終年度にあたり、小笠原諸島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、小笠原諸島振興開発特別措置法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、島民が戦時中に強制的に疎開させられ、戦後の24年間帰島できなかったこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、前述の特殊事情に起因して、交通アクセスの整備のほか、住民の高齢化の進展を踏まえた保健・福祉・医療の充実や、住宅等の公共施設の老朽化、帰島の促進などといった課題が依然として存在し、住民生活の安定や地域経済の活性化に大きな影響を与えている。加えて、東日本大震災発生時に島内に実際の被害が発生したことも踏まえ、今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対しての備えが喫緊の課題となっている。

一方、小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であり、平成23年6月には世界自然遺産に登録されたところである。このことは、登録時の勧告を踏まえた外来種対策の継続や開発における適切な環境配慮など、世界的価値を有する自然の保全や再生、継承の必要性が一層高まっていることを意味しており、その保全等に努めると同時に、こうした特質を世界に発信し、その価値を広く普及させることが必要である。

離島の国家的な役割が再確認される中、小笠原諸島が我が国の排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用などに従来にも増して重要な役割を担っていることにかんがみ、地理的及び自然的特性を生かした振興開発を引き続き強力に推

進していくことが必要である。このため、今後の小笠原諸島の振興開発においては、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、住民生活の安定・利便性の向上等に向けた取組を、自然環境との調和・共生を図るとともに、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

具体的には、基幹産業である農業、漁業について、生産基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に引き続き取り組むとともに、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムなど小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。その際、小笠原諸島特有の農水産資源を観光産業等に活用することにより6次産業化を図るとともに、農作物及び水産物の資源賦存状況を把握しつつブランド化を目指す。また、改善された情報通信アクセスを活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。一方、遠隔離島として防災上の危機管理のため、避難道路・港湾施設の整備や公共施設の高台への移転、避難救援体制の充実、再生可能エネルギーの活用など津波災害を念頭に置いた総合的な防災対策を推進する。また、妊産婦の支援や高齢者福祉の充実といった医療福祉サービスの維持向上、公営住宅の老朽化や耐震化への計画的な対応等にも取り組んでいく。さらに、これら基幹産業の振興、医療福祉サービスの推進等を担っていくための人材育成・人材確保を戦略的に進める必要がある。

なお、交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、調査・検討していくとともに関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。また、現在の定期交通手段である航路について、船舶の経年劣化に対する代替船の整備に当たり、島を取り巻く状況の変化、島民・来島者のニーズの変化などを考慮しつつ、港湾施設の整備も含め、関係者間での十分な検討が必要である。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

このような施策を展開し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興開発を図り、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためには、小笠原諸島の特性を生かした地域の主体的な取組を国及び東京都が支援し、引き続きハードとソフトを一体とした総合的な施策を実施することが必要である。

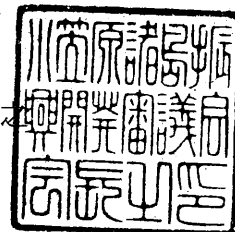
以上のような施策を展開していくためには、政府は、平成26年度以降の小笠原諸島の振興開発についても、国が策定する基本方針の下、東京都が振興開発計画を策定し、地域住民の参画を一層進めた地域の主体的な取組を推進する法的枠組みにより、小笠原諸島振興開発計画に基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。

また、それらの特別な措置に基づく振興開発を着実に実施していくためには、関係地方公共団体において引き続き振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価の実施により、適切なフォローを実施するべきである。

小笠原審第3号  
平成20年7月18日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

小笠原諸島振興開発審議会  
会 長 岡 本 伸



小笠原諸島の振興開発について

本審議会は、小笠原諸島振興開発計画の最終年度にあたり、小笠原諸島の振興開発に関して今後とるべき措置につき審議した結果、小笠原諸島振興開発特別措置法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり意見を申し出ます。

記

昭和43年6月に我が国に復帰した小笠原諸島については、昭和44年度の復興計画以来、数次にわたる計画が策定され、本土から遠く隔絶した外海に位置し、島民が戦中から戦後の24年間帰島できなかつたこと等、地理的、自然的、社会的、歴史的的特殊事情による不利性及び課題を克服するための諸施策が積極的に講じられてきた。これらの施策は、国の特別な措置及び関係地方公共団体や小笠原諸島の住民の不断の努力により着実に実施され、相応の成果を上げてきたところである。

しかしながら、依然として、高速の交通・通信アクセス手段が未だに整備されていないことが、観光を始めとする産業の振興や、住民生活の安定に大きな影響を与えている。また、返還後40周年を迎え、島民の今後の高齢化の進展等を踏まえた保健・医療・福祉の充実や、復帰後に建設された施設の老朽化が課題となるとともに、東南海・南海地震の発生時に想定される大規模津波等への対策も必要である。

一方、小笠原諸島は、太古の火山活動による形成以降、大陸と一度も繋がったことがなく、独自の進化をとげた数多くの固有種・希少種が生息・生育することや、海洋島の地形・地質について一連の形成過程が観察できる世界で唯一の地域であること等、自然環境面において極めて貴重な地域であり、世界自然遺産への登録に向けて、保護担保措置の充実及び外来種対策の推進等の積極的な環境保全が必要とされている。

小笠原諸島は、我が国の排他的経済水域の約3割を確保していること、同諸島周辺海域を航行する船舶にとって緊急時の重要な寄港地である等の国家的役割を有している。海洋基本法に基づく海洋基本計画では、我が国の領域及び排他的経済水域の保全等における離島の重要性にかんがみ、離島の振興のため、

定住環境の整備等に取り組むことが重要とされた。この趣旨をも踏まえ、今後の小笠原諸島の振興開発においては、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定・利便性の向上等に向けた取組を、自然との共生を図るとともに、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、進める必要がある。

具体的には、農業基盤の整備、農産物の地産地消及び本土への販路拡大、漁獲高の安定のための養殖漁業の育成、観光メニューの開発や観光客受け入れ態勢の一層の充実並びに他産業との連携強化等による多様な観光産業の振興といった、地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化に、自然環境の保全に配慮しつつ取り組む。また、施設の整備・移転のみならず避難救援体制の充実といった総合的な防災対策、医療福祉サービスの維持向上、通信ネットワークの高度化等にも取り組んでいく。これらに加え、我が国のいわば最前線という地理的な位置や、固有の自然環境等が有する地球的ともいえる役割をも踏まえ、国を超えた規模での交流促進、研究機能の充実強化等を図るとともに、自然環境の適正な利用と保全に向けて、良好な景観の形成や環境に配慮した循環型の地域づくり等に取り組む。さらに、適正な土地利用についても配慮する必要がある。

なお、特に高速交通アクセスの整備については、航空路の開設に関し、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等、まず東京都と小笠原村が地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図る。これを踏まえて、事業化に向けた諸課題について検討していく。この際、小笠原諸島が本土から約1,000km離れた外海に位置する等の特殊事情も考慮する必要がある。

このような施策を展開し、地域の抱える諸課題の克服と将来の発展に向けた振興開発を図り、もって小笠原諸島の自立的発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するためには、小笠原諸島の特性を生かした地域の主体的な取組を国及び東京都が支援し、ハードとソフトを一体とした総合的な施策を実施することが必要である。

現行の小笠原諸島振興開発特別措置法において、振興開発計画の策定主体が国から東京都に移行し、地域による主体的な計画の策定及び実行がなされているが、さらに、地域住民の参画を一層進めた地域の主体的な取組を基にして、東京都や国等の関係者が協力していくことを基本とする法的枠組みにより、地域主体で策定される新たな計画の下、これに基づく事業の実施等の特別の措置を講じて積極的に支援していくべきである。

また、それらの特別な措置に基づく振興開発を着実に実施していくためには、関係地方公共団体において振興開発計画の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策が講じられることが必要であり、諸施策の目的の明確化と定期的評価を行うことを目的としたフォローのための仕組みを設けることを検討すべきである。